**「大阪いのち輝くスポーツプロジェクト」の実施にかかる**

**企画・運営等業務企画提案募集要項**

**1　事業趣旨**

大阪府、大阪市及び大阪いのち輝くスポーツプロジェクト実行委員会（※１）(以下「実行委員会」という。)では、大阪都市魅力創造戦略2025、第３次大阪府スポーツ推進計画（※２）並びに第２期大阪市スポーツ振興計画（※３）に基づき、大阪府及び大阪市が有するスポーツ資源を有効に活用し、2025年に開催される「2025年日本国際博覧会」（以下「万博」という。）の認知・理解度を高め、機運醸成を行うとともに、万博を契機として、大阪に多くの人を呼び込むスポーツツーリズムを展開することで、スポーツを核とした大阪の都市魅力の向上・地域活性化を図り、万博の「いのち輝く」をテーマとしたスポーツ都市大阪の形成を目的に実施します。

　※１　大阪いのち輝くスポーツプロジェクト実行委員会は、大阪府、大阪市、公益財団法人大阪観光局で構成

　※２　「第３次大阪府スポーツ推進計画」では、万博やSDGsの視点を盛り込み、大阪の魅力的なスポーツ資源を

最大限に活用し、スポーツツーリズムの推進やスポーツによる健康づくり等に重点を置いて、「スポーツ楽創

都市・大阪～スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪～」の実現をめざしています。

　※３　「第２期大阪市スポーツ振興計画」では、万博を見据え、スポーツ資源や地域の魅力も活用して、インバウン

ドを含む多くの観光客を呼び込むことにより、健康と生きがいを創出するスポーツに楽しめる都市としての

都市ブランドの形成を通じて、さらなる都市魅力の向上をめざしています。

本事業は「令和５年度大阪府一般会計予算」及び「令和５年度大阪市一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。

予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しませんので、あらかじめご了承ください。

**2　業務名称**

「大阪いのち輝くスポーツプロジェクト」の実施にかかる企画・運営等業務（以下「本件委託業務」という。）

**3 開催期間**

令和５年5月～12月を中心に実施

※開催期間は、新型コロナウイルスの感染状況等により、変更する場合があります。

**4 開催場所**

大阪府内全域（特に、大阪都市魅力創造戦略2025に位置付けられている大阪市内の重点エリア（大阪城、中之島、天王寺など）や、広域展開のため大阪府内の北部及び南部のスポーツ施設、大型商業施設等、府民にも身近で、発信力の高い場所）

**５ 契約期間**

契約締結日から令和６年３月３１日（日）まで

**６ 契約上限金額**

９６，２８０，０００円（消費税及び地方消費税額を含む）

・実施するイベントについては、提案内容をもとに、実行委員会と協議・調整のうえ、決定し

ます。

・なお、イベントは、新型コロナウイルスの感染状況などの社会情勢を踏まえて実施していく

必要があるため、予算の範囲内で追加や変更等を求めることがあります。

**７　委託業務内容**

大阪いのち輝くスポーツプロジェクトの事業全般にかかる企画及び運営業務

ア　発信力の高い大阪市内重点エリアや大阪府内の北部及び南部のスポーツ施設、大型商業施設等において、府市が有するスポーツ資源を活用し、万博の機運醸成及びスポーツツーリズムの推進を図るとともに、スポーツを核とした大阪の都市魅力の向上・地域活性化を図るイベントの企画・運営等業務

イ　府内市町村のアーバンスポーツ等の施設とタイアップした出前体験イベントの企画・運営等業務

ウ　イベント内容に係る調整（会場調整、制作、キャスティング）、広報、運営管理、警備など事業全般に係る業務

エ　その他付帯業務

**８　契約締結について**

本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下「応募提案者」という。）のうち、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を経て、最も優れた企画を提案した者（以下「最優秀提案事業者」という。）と契約条件を協議の上、実行委員会において決定し、契約を締結します。

**９　企画提案概要**

（１）都市魅力戦略大阪市内重点エリアや大阪府内の北部及び南部のスポーツ施設、大型商業施設

等でのスポーツ体験イベントについて

（提案事項）

○府市が有するスポーツ資源を活用し、万博の機運醸成及びスポーツツーリズムの推進につながる工夫を行い、スポーツを核とした大阪の都市魅力の向上・地域活性化を図るスポーツ体験イベントを提案してください。

○提案するスポーツ体験イベントは、次のとおりとし、いずれも集客につながる魅力的なイベントとしてください。

　・大阪市内の重点エリア（3か所程度）

・大阪府内の北部及び南部のスポーツ施設や大型商業施設等の集客が見込める場所（２か所程度）

（提案にあたっての留意事項）

・提案にあたっては、イベントの内容を明記してください。会場については、提案時に必ず

しも確保を求めません。

・提案にあたっては、これまでにない発想も取り込み企画してください。

　　・入場料及び体験コンテンツの体験料は原則徴収しないこととするが、事業の効果を高めるた

　　　め、委託料とは別に財源確保（有料コンテンツの設置、キッチンカーによる飲食販売、記念

品の制作販売等）を行うなど、工夫を凝らした事業も積極的に検討してください。

・各会場ごとの集客目標を設定してください。

・実施するイベントは、提案内容をもとに、実行委員会と協議・調整のうえ、決定します。

その際、予算の範囲内でイベントの追加、変更等を求めることがあります。

（２）府内市町村のアーバンスポーツ等の施設とタイアップした出前体験イベントについて

（提案事項）

○府内市町村のアーバンスポーツ等の施設を活用した出前体験イベントを提案してください。

○提案する出前体験イベントは、次のとおりとし、子どもやファミリー層を中心として、アーバンスポーツ等の魅力を伝えるイベントとしてください。

・アーバンスポーツ等ユニバーサルなスポーツ体験イベント（3か所程度）

○イベントの企画は、万博の機運醸成につながる工夫を含むこと。

（提案にあたっての留意事項）

・提案にあたっては、イベントの内容を明記してください。会場については、提案時に必ず

しも確保を求めません。

・提案にあたっては、これまでにない発想も取り込み企画してください。

　　・入場料及び体験コンテンツの体験料は原則徴収しないこととしてください。

・実施するイベントは、提案内容をもとに、実行委員会と協議・調整のうえ、決定します。

その際、予算の範囲内でイベントの追加、変更等を求めることがあります。

（３）戦略的な広報活動について

（提案事項）

○府民をはじめ、国内外の方に知っていただくとともに、万博の開催周知や魅力の発信、スポーツツーリズムの推進につながる効果的な広報計画（媒体、時期、頻度等）を提案してください。

（提案にあたっての留意事項）

・全体の来場者目標を設定し、その達成に向けた戦略的な広報計画を提案してください。

・メディアへの事前告知やチラシ・ポスター等の広報媒体の作成・配布、ＳＮＳ、ブロガー

などの積極的な活用方策について、具体的なものを提案してください。

・各イベントの広報にあたっては「Road to Expo 2025」をキーワードとして使用してくだ

さい。

・企画提案時に、ポスター、ロゴデザイン等の作成、提出は不要です。

（４）運営体制等について

（提案事項）

○事業実施にあたって、具体的な運営体制を提案してください。

（提案にあたっての留意事項）

・契約締結後、実行委員会と十分な協議・調整を行い、事業を実施してください。

・イベント開催時の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、感染拡大防止、発生時の

対策を必ず講じてください。

・イベント協賛等を獲得できるよう効果的な取組みも検討してください。

（５）企画提案上限金額

９６，２８０，０００円（消費税及び地方消費税額を含む）

・会場費（設備費含む）が必要な場合は、会場費を含めた96,280,000円により、本事業

の企画・運営等を行ってください。

・なお、会場は契約締結後、実行委員会と協議の上、決定します。

**10　スケジュール**

○ 公募開始　　　　　　　　　2月２８日（火）

○ 質問の提出締切　　　　　　３月１３日（月）午後5時まで

○ 質問に対する回答　　　　　3月１７日（金）までに随時回答

○ 提案書等の提出期限　　　　3月２９日（水）午後３時まで（持込みのみ）

○ 選定委員会　　　　　　　　４月上旬頃

○ 審査結果通知等　　　　　　４月上旬頃

**11　参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）

であることとします。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員について該当する必

要があります。

(1)　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定により

なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第

11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人

であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていな

いもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第

１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項

各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入

札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配

人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開

始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の

決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資

格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又

は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同

法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競

争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者そ

の他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における

最近１事業年度の都道府県税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからエのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則

（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規

定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」とい

う。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

エ　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者

(8)　府又は大阪市を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**12　失格事項**

応募提案者が次のいずれか１つに該当する場合は失格とします。応募提案者が最優秀提案事業者

に決定した後、契約締結までの間に次のいずれか１つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者

を採用します。

(1)　資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった場合

(2)　応募書類に虚偽の記載をした場合

(3)　２つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者で

ある共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。）

(4)　委託金額の上限を超える額の応募金額提案書を提出した場合

(5)　 本件企画提案の審査（審査委員によるプレゼンテーション審査）の時刻に出席しなかった場合

(6)　審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

(7) 「実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」に違反した場合

(８) 提出期間内に応募書類等が提出されなかった場合

**13　質問の受付**

(1)質問受付期間

**令和５年３月１３日（月）午後5時まで《必着》**

　　 ※受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

(2)提出方法

ア　質問は「質問票」（別紙様式１）により、電子メールのみ受け付けます。電話、ファクシミリでの質問は一切受け付けません。

イ　複数の法人による共同企業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて送信してください。

ウ　電子メールの「件名」に「【質問】事業プロポーザルについて」と明記して送付してください。

エ　質問の送信後は、必ず到着の有無を電話で実行委員会事務局に問い合わせてください。

(3)質問提出先

大阪いのち輝くスポーツプロジェクト実行委員会事務局　担当　髙見、和田

（大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課内）

　　　　メール　sportsshinkopropo[@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)

電　話　06-6210-9308（直通）

(4)質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、**令和５年3月１７日（金）まで**に、大阪府

府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課ホームページに掲載します。

**14 提案にかかる応募書類及び提出方法**

(1)応募書類及び提出部数

【応募書類】

　　 ア　企画提案応募申込書（別紙様式2：正本１部）

イ　提案書表紙（別紙様式3-1：正本１部、別紙様式3-2：副本２０部）

　 提案書（別紙様式4：正本１部、副本２０部）

ウ　応募金額提案書（別紙様式5：正本１部、副本２０部）

エ　業務実績申告書（別紙様式6：正本１部、副本２０部）

※共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）での応募の場合は、上記ア～

エに加え、次の①～④の書類も併せて提出：各１部

1. 共同企業体届出書（別紙様式7）
2. 共同企業体協定書（別紙様式8）
3. 委任状（別紙様式9）※構成員が支店等の場合のみ
4. 使用印鑑届（別紙様式１0－１）※代表構成員が代表取締役の場合

使用印鑑届（別紙様式１0－２）※代表構成員が受任者の場合

オ　誓約書（参加資格関係）（別紙様式１1）

　　 　 誓約書（暴力団関係）（別紙様式１2）

【添付書類】

　　 ※共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）で企画提案する場合は、添付

書類ア～エは、共同企業体すべての構成員について提出してください。

ア　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

イ　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

　　　 ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　 ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　 ・大阪府域に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに

代えます。

　　　 ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　　　 ③大阪市域内に事業所がある場合、２月末時点において納期が到来している、大阪市税に係る徴収金を完納していることがわかる納税証明書または領収書

エ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

　　　 ②損益計算書

　　　 ③株主資本等変動計算書

(２)応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　　なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(3)応募書類の不備

　 応募書類に不備があった場合、審査の対象とならないことがあります。

(4)その他

・応募は1者１提案とします（共同企業体として参加する場合を含む）。

・応募書類はモノクロ（白黒）、カラーどちらでも可。

・「正本」「副本」それぞれを１部ずつＡ４ファイルに綴って提出してください。

・「正本」については、表紙及び背表紙には「提案事業タイトル」と「提案団体名」を記入して

ください。

・「副本」については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないでく

ださい。（表紙及び背表紙含む）

・応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。

・提出時には一切の質問に応じません。

・提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められません。

（実行委員会事務局が補正等を求める場合を除きます。）

・応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

(5)提出方法

**実行委員会事務局への持ち込みのみとします。（郵送等による提出は認めません。）**

(6)提出期限

**令和５年3月２９日（水）午後３時まで**

(7)提出先

大阪いのち輝くスポーツプロジェクト実行委員会事務局　担当　髙見、和田

（大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課内）

　住　所　大阪市住之江区南港北1－14－16

大阪府咲洲庁舎37階

電　話　06-6210-9308（直通）

**15　審査の方法**

(1)審査方法

ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を行い、最優

秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価

な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の

日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使

用できませんのでご了承ください。

ウ　最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果100点満点中６０点以下の場合は採択しませ

ん。なお、審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けません。

エ　最優秀提案事業者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2)審査基準

次の審査基準及び配点に基づき採点します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 割合 | 審査内容・着眼点 |
| 都市魅力戦略大阪市内重点エリアや大阪府内の北部及び南部のスポーツ施設、大型商業施設等でのスポーツ体験イベントに係る企画及び運営業務 | ６０点 | ・万博の機運醸成及びスポーツツーリズムの推進を実施できる企画力（事業構想力・表現力・情報力等）  ・万博の機運醸成につながる大阪のスポーツ資源を活用した集客力の高いイベント  ・多様なスポーツコンテンツ  ・府民に楽しんでもらえる魅力あるイベント  ・提案内容の新規性・実現性・具体性  ・国内外のトップアスリートや大阪にゆかりのあるアスリート等の起用やコンテンツなど、集客につながるイベント  （都市魅力戦略大阪市内重点エリア）  ・大規模スポーツ大会と連携したイベント  （大阪府内の北部及び南部のスポーツ施設、大型商業施設等）  ・アーバンスポーツを中心に、バーチャル等テクノロジーを活用したコンテンツを組み合わせ、万博のテーマにつながるユニバーサルな体験イベントなど多様な体験コンテンツ |
| 体験出前イベントに係る企画及び運営業務 | １０点 | ・万博の機運醸成を実施できる企画力（事業構想力・表現力・情報力等）  ・市町村施設とのタイアップの方法  ・アーバンスポーツを核とした多様な体験コンテンツ  ・子どもやファミリー層を中心として、アーバンスポーツの魅力を伝えるイベント  ・大阪にゆかりのあるアスリート等の起用やコンテンツなど、集客につながるイベント  ・提案内容の新規性・実現性・具体性  ・万博の機運醸成につながる工夫 |
| 戦略的な広報活動 | １５点 | ・あらゆる広報媒体を活用した効果的・効率的な広報戦略  ・広くメディアに取り上げられるような具体的計画  ・万博の開催周知や魅力の発信、スポーツツーリズムの推進につながる工夫 |
| 運営体制等 | １０点 | ・総合運営力（運営管理、組織・実施体制、調整進行計画等）  ・事業を安全に実施できる体制  ・民間、地域、ボランティア等と連携した運営体制  ・協賛獲得策 |
| 価格点 | ５点 | ・価格点の算定式  満点（５点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 |
| 合　計 | 100点 |  |

(3)審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募提案者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部文化・スポーツ室

スポーツ振興課ホームページにおいて公表します。

https://www.pref.osaka.lg.jp/sportsshinko/inotikagayaku/index.html

ただし、応募提案者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

（品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額）

②全応募提案者の名称（申込順）

③全応募提案者の評価点（得点順 内容は①に同じ）

④最優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4)審査対象からの除外

　　 次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

　　 ア　事業者選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　　 イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　　 ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示す

ること。

　　　 エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　　　 オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**16　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と協議を行い、実行委員会で決定の上、契約を締結します。

(2)　採択された提案については、採択後に実行委員会と詳細を協議していただきます。この際、

内容・金額について変更が生じる場合があります。

(3)　契約金額の支払いについては、精算払いとします。ただし、実行委員会と協議のうえ、概算

で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合は、概算払をすることができるものとし

ます。

(4)　契約に際して、大阪府暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する暴力団員又は暴力団密接

関係者でない旨の誓約書（様式12）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、実行

委員会は契約を締結しません。

(5)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定

する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契

約を締結しません。

(6)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府または大阪市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害 賠償の請求を受けた者

(7)　契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を

納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額に

よる。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全

国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価

値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）

の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締

りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）

をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合に

おいて、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした

手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額によ

る。

カ　銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担

保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8)　(7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除

します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金

額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方

は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならな

い。

イ　本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これら

をすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

**17　その他**

応募提案にあたっては、「実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」を熟読し遵守してください。